

平成 26 年 1 月 14 日

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会
部会長 岡部 信彦 殿

公益社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆

予防接種歴の把握に関する要望書

現在、予防接種歴の把握については、予防接種台帳と母子健康手帳の記録がその役割を担っている。しかし、予防接種台帳が電子化されていない自治体も多く、住民の移動とともにその情報は分断されており、予防接種率の調査や、予防接種歴の把握に有効に活用できていないのが現状である。一方、母子健康手帳については、妊娠・出産から小児期の大切な記録として、世界に誇れる制度であるが、成人においては十分に活用できていない現状もある。

予防接種率の把握は、それぞれの疾患の感染症対策に極めて重要であり、迅速な把握が必要である。麻疹ならびに風疹の定期予防接種については、年間数回の接種率調査が実施されており、全国および自治体別の接種率が迅速に把握可能となっているが、その他の定期予防接種については、実施率調査として厚生労働省のホームページに公表されているものの、結果の公表は 2 年後となり、迅速な把握ができていないと言えない。また、任意の予防接種については、接種率を把握する方法がない。

平成 28 年 1 月から施行予定のマイナンバー法案は、効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受と、手続きの簡素化による国民の負担の軽減を目的として成立した。行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資することが期待されているが、予防接種歴の把握に用いることはまさにこの法案の目的に合致するものと考えられる。

予防接種歴の把握は、個人にとっては接種行動への動機付けにも繋がり、記録を求められる機会も多い。国および自治体にとっては迅速な接種率調査や、未接種者の把握と接種勧奨に繋げることが可能となる。

マイナンバー法案を予防接種歴の把握に活用して、電子化された予防接種台帳を全国レベルで整備できれば、個人・行政の利便性のみならず、わが国の感染症対策に貢献できることが期待される。